

令和8年度 国際理解・多文化共生推進事業補助金 募集要項

1 補助対象事業

次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 外国人住民を対象とした日本の文化又は生活習慣の学習又は体験をする事業
- (2) 外国人住民と地域住民とのコミュニケーションの向上を目的とした交流事業
- (3) 地域住民が外国の文化を知り、国際理解を深めることを目的とした事業
- (4) 多文化共生を推進するための啓発事業
- (5) その他市長が多文化共生の推進に資する取組として認める事業

※事業効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業や特定の宗教活動又は政治活動を目的とした事業は補助対象事業として認められません。

※この補助金を受けようとする年度と同じ年度に、市又はその他公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある場合は、補助対象となりません。

2 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、次の表のとおりとします。

科目	補助対象経費の主な内容
報償費	外部専門家・外部講師への謝金等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
原材料費	賄材料費(事業目的と深く関わりがあり、調理実習等に必要な食材購入費に限る、懇親目的の飲食を除く。)
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、保険料等
委託料	専門知識、技術等を要する業務の委託料
使用料及び賃借料	会議・イベント等の会場、自動車又は機械類の借上げ料等
備品購入費	事業を実施するために必要な機械器具、衣服等の購入に要する経費

【認められない経費】

次に掲げる経費は、補助金の交付対象外とします。

- (1) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 報酬、給料、手当その他の給与に相当する経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費(抽選会経費、賞品、景品、参加賞など)

3 補助対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住している者であること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 全ての構成員が本市に納入すべき税を滞納していないこと。
- (5) 全ての構成員が佐伯市暴力団排除条例(平成23年佐伯市条例第43号)第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、20万円を限度とします。(1,000円未満は切り捨て)

5 補助回数

同一事業への補助金の交付は、通算して3回までとします。

6 応募

市の定める期限内に次の書類を提出してください。

- (1) 事前審査申込書
- (2) 事業計画書
- (3) 構成員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書
- (6) 参考資料（見積書、カタログ、仕様書など）

※提出前になるべく事前相談にお越しください。担当職員から概略説明を行い、事業計画についての簡単な聴き取りを行います。

7 審査及び交付決定

12月上旬ごろに審査実施予定です。この審査の選考結果を受けて、市長が交付の適否及び付すべき条件について決定し、結果通知書により通知します。

※審査過程や審査内容に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

8 実績報告

事業が完了した後は、完了した日から30日を経過した日又は事業を行った年度末日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 団体が支出したことが証明できる書類の写し(領収書等)
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類、写真、資料、新聞記事等

9 留意事項

- (1) 当該補助金を活用し、事業を実施する場合は、市の後援を受けることができませんので予めご了承ください。
- (2) 屋外でのイベント等、天候により実施できなくなる可能性がある事業については、雨天時の開催場所の確保や予備日を設ける等、事業実施に努めてください。
(※事業中止となった場合は、補助金返還となる場合があります。)

10 応募や相談について

佐伯市役所 みんなつながる課 みんなつながる係（電話 0972-22-4623）